

公共交通利用円滑化懇談会報告の方向性について

I. 基本的考え方

以下を、公共交通の利用円滑化に関する基本的な考え方として明確化する。

1. 公共交通の役割

- ・ 高齢化社会の到来を見据えた多様な交通手段の選択、ユニバーサルデザインに基づく社会の実現、モビリティの向上による地域活性化、CO₂排出削減等環境保全に貢献。

2. 公共交通利用円滑化措置の必要性とその基本的考え方

- ・ シームレスな公共交通の実現、地域住民等と交通事業者との連携等について、関係者の利害輻輳により自然状態では解決が進まない現状を踏まえ、必要な措置を講じる。

3. 国、地方、交通事業者の役割と協働の認識

- ・ 関係者が以下の視点を踏まえ協働していくことが必要。
国：調整者としての機能、高齢化・地球温暖化等国としての課題解決からのイニシアティブ、政策情報の提供等
地方自治体：国から地方の流れの中で貢献の必要性の高まり、まちづくりとの連携、地域住民等との連携等
交通事業者：官から民への流れ、交通事業者が「民」として発展してきた経緯も踏まえた事業の活性化への努力、交通結節点における公共側の取組みにも対応した利用者の視点に立った利用円滑化措置についての努力

4. 地域住民等と交通事業者・行政との連携促進の必要性

- ・ 地域住民等が主体的に公共交通活性化の担い手となる動きの出現。これらの地域住民等と交通事業者との連携促進が必要。
- ・ このような連携の促進を通じ、社会的認知の強化による支援策についての合意形成の容易化、建設的な提案の誘発やこれによる関係者の触発等の相乗効果を期待。

5. 公共交通に関する情報提供の必要性

- ・ 関係者協働による公共交通利用円滑化に向けての取組みに当たっての情報提供、利用者の視点を踏まえた公共交通サービスについての客観的な評価の強化が必要。

II. 施策の方向性

1. 対象となる交通機関

- ・ 典型的な公共交通機関のほか、地域の需要に応じた多様な交通手段の選択として、コミュニティバス等も視野

2. 対象となる公共交通等利用円滑化措置

- ・ 関係者の協働による以下のような取組みを対象。（複合形もありうる。）
 - (1) 交通事業者と一定の地域住民等の団体との連携による公共交通機関の利便性向上措置
（具体例として、地域住民等と交通事業者の連携によるバス交通の展開、商店街の参画によるバス路線新設・増便、割引の実施等公共交通利便性向上策、地域住民等と交通事業者共同での地域公共交通マップの作成等）
 - (2) 交通結節点における公共交通の利用に関する利便性向上等の措置
（具体例として、駅前広場等における乗場利用の改善、乗継案内の改善等）
 - (3) 鉄道とバスなど異なるモード、異なる交通事業者間による乗継円滑化措置
（具体例として、共通乗車券や共通ICカードの導入、乗継割引の導入、ダイヤ調整等）

3. 施策の基本的な方向

- ・ 1. 2. を前提に、以下のような方向で具体的な施策を検討。なお、各施策について2. の取組みのうちどれを対象にするかは、各施策の内容に応じて検討していくことが必要。
 - (1) 複数事業者間、交通事業者と地域住民等の団体との間の協働を促進するための方策
 - ① 2. に掲げた措置に関する複数事業者、交通事業者と地域住民等の団体による協働事業等について支援措置の拡充・重点化
 - ② 利便性向上の取組みに当たっての地域住民等の意見の吸い上げの促進
 - ③ 関係者の協議の促進に必要な調整措置
 - (2) 交通結節点の利用について、関係者の協議による具体的な改善方策の推進
 - (3) 関係する他分野の取組みとの連携による関係者間の取組みの実効性を確保
 - (4) 公共交通機関等の利用に関する情報提供の推進
 - (5) 公共交通利用円滑化に関する措置の実施状況の評価
 - (6) 地域住民等の主体的な参加の核となる人材の育成等の環境整備